

令和 2 年 3 月 甲良町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 2 3 日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|------|----------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 議案第 6 号 | 町長等および職員の給与の特例に関する条例 |
| 第 3 | 議案第 12 号 | 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 第 4 | 議案第 13 号 | 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 5 | 議案第 14 号 | 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第 6 | 認定第 1 号 | 平成 3 0 年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算再認定について |
| 第 7 | 議案第 15 号 | 令和 2 年度甲良町一般会計予算 |
| 第 8 | 議案第 16 号 | 令和 2 年度甲良町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第 17 号 | 令和 2 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第 10 | 議案第 18 号 | 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 11 | 議案第 19 号 | 令和 2 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議案第 20 号 | 令和 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第 21 号 | 令和 2 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第 22 号 | 令和 2 年度甲良町下水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議案第 23 号 | 令和 2 年度甲良町水道事業会計予算 |
| 第 16 | | 大滝山林組合議会議員の選挙 |
| 第 17 | 発議第 2 号 | 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案） |
| 第 18 | 発議第 3 号 | 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 第 19 | 発議第 4 号 | 甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案） |
| 第 20 | 発議第 5 号 | 介護保険に関する決議（案） |
| 第 21 | 発議第 6 号 | 議会改革調査・検討特別委員会設置に関する決議（案） |
| 第 22 | 請願第 2 号 | 甲良町運動公園の使用料の減免に関する請願について |
| 第 23 | 発議第 7 号 | 甲良町運動公園の使用料の減免に関する決議（案） |
| 第 24 | | 議員派遣について |
| 第 25 | | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |

◎会議に出席した議員（１２名）

1 番	小 森 正 彦
3 番	山 田 充
5 番	野 瀬 欣 廣
7 番	丸 山 恵 二
9 番	建 部 孝 夫
1 1 番	西 澤 伸 明

2 番	岡 田 隆 行
4 番	山 田 裕 康
6 番	宮 寄 光 一
8 番	木 村 修
1 0 番	大 町 善士雄
1 2 番	阪 東 佐智男

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男
総務課長	中 川 雅 博
会計管理者	宮 川 哲 郎
税 務 課 長	西 村 克 英
企画監理課長	村 岸 勉
住 民 課 長	小 林 千 春
保健福祉課長	米 田 志保子
産 業 課 長	中 村 康 之

教 育 長	松 田 嘉 一
教 育 次 長	福 原 猛
学校教育課長	上 橋 純 子
社会教育課長	大 野 けい子
建設水道課長	北 坂 仁
人 権 課 長	丸 澤 俊 之
総務課参事	上 田 真 司
建設水道課参事	丸 山 正

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美
---------	---------

書 記	白波瀬 愛
-----	-------

(午前 11 時 35 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、令和 2 年 3 月甲良町議会定例会 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7 番 丸山議員、8 番 木村議員を指名いたします。

次に、日程第 2 議案第 6 号 町長等および職員の給与の特例に関する条例を議題とします。

この議案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これにより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○**建部総務民生常任委員会委員長** それでは、さきに本委員会に付託をされた事件につきましての審査報告、結果をご報告申し上げます。

まず、審査の結果でございますが、議案第 6 号 町長等および職員の給与の特例に関する条例につきましては、原案否決でございます。

その審査の経過、理由でございますが、条例を提案した根拠はとの問いに、平成 28 年 1 月に公金横領事件が発覚し、解明を進めていた。半年後に課長会の中で報告があり、平成 29 年 2 月の課長会でこの事件について議論がされ、職員のミスから発生していることや、通常のチェックができていないことから、いずれ解決をした際に職員が襟を正す意味で給与の減給をしてはどうかという意見が出た。それが継続協議となっていた。その後、横領をした元職員は免職、当時の課長は減給 10 分の 1、3 カ月。課長補佐は減給 10 分の 1、1 カ月の処分がされています。ちなみに、この当時、北川前町長は、この議会において 60%、12 カ月の減給処分がされております。令和元年 9 月の課長会で解明の兆しが見えてきたため、最終報告をした段階で減給条例を出す話があり、令和 2 年 2 月の臨時議会で最終処理について報告がされたことを受け、この 3 月議会に条例を提案した。職員組合とも協議済みで、令和元年 11 月に減給はできないという断りがあり、管理職のみの対象となった。令和 2 年 2 月 14 日に管理職の説明会を行い、1 人、2 人は反対意見があったが、連帯責任の意味からおおむね賛成であり、同意を得られたので、条例提案したとのことであった。

この公金横領事件は、犯罪事件として捜査され、判決が出た。総懺悔はいいように思うが、関わっていないのに懲戒処分のような処分ができるのか説明が

つかない。懲戒処分なら、懲戒処分の条例や指針に従い職員分限懲戒審査委員会に諮問をして、個々に行われるべきである。条例制定は現状に応じて法律根拠のもとに作成されているが、それをばかした総懺悔の条例は納得できないし、誰がどのように不利益処分を受けるのか、特定できないまま終わることになり、どう説明するかも明らかにならないとの意見があった。

特別職報酬等審議会に諮問をする必要がない根拠はとの問いに、この審議会は、特別職の報酬や給料の額に関して審議会の意見を聞くものであり、滋賀県にも解釈を尋ねたら、滋賀県では減額の期間を変える場合は開いたことがないということであったため、参考にし、一般職も同じ考えとしたとのことであった。

条例に基づく処分に当たるのかとの問いに、条例上は懲戒処分の意味合いではなく、給料を下げる意味である。それぞれの責任については処分済みであり、住民からの視点で役場はどうしているのだ、ミスばかりという声に襟を正し、頑張っていくという意味で条例を提案した。この条例は、職員の懲戒処分を与えるものではないので、懲戒の記録がそれぞれ職員の経歴に残る性質のものではないとのことであった。

なぜその事件のときに在職していなかった教育長も減給の対象になるのかとの問いに、職員にかかわっての大きな不祥事であり、職員の連帯責任と、町民への信頼を失ってしまった組織防衛ができなかったことに対し、懲戒処分ではなく組織としての姿勢を示すため、令和2年4月1日に在職する範囲としたとのことであった。

処分条例でないのなら、町民に姿勢を示すアピールをしたいのか。連帯責任の条例であるなら、提案自体がおかしい。また、条例として提出する必要がないという判断をするべきであると考えられる。特別職に限るべきとの意見があった。この部分につきましては、ちょっと私、注釈を与えますが、実は、この処分ではないということから、一応町民にアピールするために、職員の、管理職の減給という、これは町職員の意気込み、また職員のそういう立場で減給の、いわば措置をした。処分ではないんです。ということで、それだったら、町はそのような思いで、それは随意にしたらいいと。ただし、管理職の減給については、条例があるので条例改正が必要であるという意味のことを言っていたのですが、特別職に限る意見があったということは、特別職、一般職の場合であっても、特別職の減給は条例があるから条例改正が必要だという意味にとっていただきたいというふうに思います。

また、職員に係る始末書、顛末書等の案件について、早急に懲戒審査委員会に諮問をして処分を行うべきであるという意見があったということで、私の追加で申し上げますが、過去に、野瀬町長就任以降、二十数件の職員の非行、違

法行為、義務違反、義務違反というのは、それぞれの過失やら失態、それを義務違反といいます。その処分がされていません。そのときの委員会での説明では、まとめて懲戒審査委員会に諮問をするという説明発言があったんです。私は、鉄は熱いうちに打て、事件の調査や結果が決まれば、わかれば、その結果が出れば、直ちに処分は行うべきだと。鉄は熱いうちに打て。そこでもって職員の反省なり成長がそこに見られるということで、2年分をまとめて懲戒審査委員会にかける、二十数件。こんな措置って、あってはなりません。処分というのは直に行うべきものであります。そういったことを含めて、もう一つ、その委員会の中で、野瀬町長就任以降、昨年、その前から含めて、職員が十数人退職をしております。その退職というのは、それぞれ心を病んだり、また俗に言う、今まで出てきていましたが、ノイローゼになったりとか鬱とかそういうこともあるんでしょうが、十数名の、昨年11人、今年は4人とか、十数名の者がやめていっているという、そういう実態がわかりました。そういうことから、私はこの委員会を通して、この行政組織、とりわけ職員の定数と、特に職員の管理、一体どうなっているのかという、採用された職員が年度途中でやめていかざるを得ない、そういうふうに追い詰められている職員が十数名もいるとしたら、この職場の管理というのをやはり考えていかなければならないということで、この総務民生常任委員会で、今後もこの件については引き続き審査、調査をしていきたい。併せて、野瀬町長選挙のときに出した選挙運動用ビラ、および選挙管理委員会に訴えがあったにもかかわらず、その選挙管理のあり方についても総務常任委員会で今後皆さんとご相談、審査、審議をしていきたいというふうに申し上げて、私の総務民生常任委員会の審査報告といたします。

○**阪東議長** 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** ただいまの建部委員長の報告、全面的に賛同をするものであります。

それで、着服事件のけじめをつけたいとの気持ちは理解できます。しかし、真の終結、結果については結論が出ているわけではありません。未収金の信頼性、不納欠損処理の信頼性もいまだに大きく揺れ動いています。町長ならびに職員への処分だとして提出をされたにもかかわらず、職員の懲戒分限処分の諸規程、委員長報告にもありました指針などにも則していないことが明白に、委

員会でなりました。

町長は、処分ではありませんと、委員長報告とおりです、説明をせざるを得ませんでした。委員会では賛成者がゼロとなりました。よく考えてみますと、原案を考えてみますと、もともとの発想が私は狂っているというように思います。処分とは、職員の誰がどんな不祥事を起こしたのか、特定して課すものがあります。また、関わっていない職員、教育長まで巻き込んで総懺悔を行っても、意味が全くありません。町民が求めている行政への信頼は、日常の行政実務、これが正確に行われているか。そして、相談者、困ったこと、それからわからないことに対して職員が丁寧に対応しているのか。制度的に不足していれば執行部、主に町長が取り上げて、その改善に取り組む。これでこそ信頼回復ができるものであります。そういう点でも、この条例自体、提出自体が間違っている。委員長の報告のとおりです。原案に反対をさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第6号は否決されました。

次に、日程第3 議案第12号 令和元年度甲良町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 着席ください。

起立全員です。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第４ 議案第１３号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第１３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○**阪東議長** ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第１３号は可決されました。

次に、日程第５ 議案第１４号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長** ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第１４号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○**阪東議長** ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第１４号は可決されました。

次に、日程第６ 認定第１号から日程第１５ 議案第２３号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○**宮寄予算決算常任委員会委員長** ６番、宮寄です。それでは、朗読をもって説明させていただきます。

令和２年３月２３日。

甲良町議会議長 阪東佐智男様。

予算決算常任委員会委員長 宮寄光一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。

事件の番号、件名、審査結果順にお知らせいたします。

認定第1号 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算再認定について。審査結果、認定すべきものと決定しました。

議案第15号 令和2年度甲良町一般会計予算。審査結果は、原案否決でございます。

議案第16号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計予算。原案可決です。

議案第17号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。原案可決です。

議案第18号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計予算。原案可決です。

議案第19号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。原案可決です。

議案第20号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。原案可決です。

議案第21号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。原案可決です。

議案第22号 令和2年度甲良町下水道事業会計予算。原案可決です。

議案第23号 令和2年度甲良町水道事業会計予算。原案可決です。

おめくりください。

2、審査結果。

認定第1号 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算再認定について。

再認定に付した原因について、何から数値の差異がわかったのかとの問いに、決裁時に財務システムと介護システムのデータを比較してわかったとのことであった。収納に関し日常的に突合していなかったことが公金着服事件に至ったという経緯があるのに、なぜチェックできていなかったのかとの問いに、通常は会計室において各担当者が役割分担によりチェックを行っているが、今回の件は同時にチェックを行ったため最終のチェックができていなかったとのことであった。決算審査でわからなかったのはなぜかとの問いに、財務システムのデータのみで処理を行ったためであるとのことであった。年度間更正のチェック体制はとの問いに、収入金更正決議書が原課で確認後、会計に提出される、原課においてもダブルチェック体制を取っているが、結果的にそれが機能して

いなかったとのことであった。監査委員への速やかな報告などが求められたことに対し、反省し、報告・連絡・相談に努めていくとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第15号 令和2年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

法人税額の根拠はとの問いに、令和元年度の収納見込みは8,000万弱であるが、税率が下がる分の減額を見込んだとのことであった。

滞納者への督促状送付の際、封筒を変えているとの件に関し、配慮に欠けるためプライバシー保護の観点から見直すべきとの問いに、徴収対策会議の議題に上げるとのことであった。

特別交付税はいくらかとの問いに3億8,800万円であり、県下で一番財政が厳しいため、財政健全化計画をたて、具体の検討に入るとのことであった。

地籍調査事業補助金286万9,000円について、場所はどこかとの問いに、北落工区、在土工区であるとのことであった。

せせらぎの里こうら施設賃借料8,809万円は昨年より減額しているが原因はとの問いに、甲良町行政財産使用料条例により、土地の評価額の100分の4を徴収するが、評価替えのため減額になったとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

歳出の部。

財産管理費および社会福祉費の設計委託・庁舎改修工事において、カーボン・マネジメント強化事業の予算計上がされているが、その事業による経費の削減額と、CO₂の削減量はどのようになっているかとの問いに、電気費用の削減は、庁舎32万1,000円、保健福祉センターが137万3,000円であり、CO₂の削減量は本庁舎16.6二酸化炭素トン、保健福祉センター137.8二酸化炭素トンであるとのことであった。

令和2年度から始まる会計年度任用職員給について、人件費と人数は昨年と比べてどうなのかとの問いに、人件費は賃金から報酬と給料に変更になり、5,286万9,000円、約20%の増、人数は116人で同数であるとのことであった。

家庭支援事業費において、その取組みの進行状況はとの問いに、今年度対象児童は36人であり、保育センター、小学校、中学校に聞き取り調査をし、家庭での養育不足、養育能力の低さから来る学力不足や生活状況を把握し、学校と連携を取りながら、適応指導教室の活用や、清潔保持のための入浴支援など介入支援をおこなっているとのことであった。

農業振興費の農業振興地域整備計画作成業務委託800万円は平成29年8月に見直してできている。全部外部委託ではなく、職員で補正をすることで、

充分足りるのではとの問いに、県の土地改良事業が令和４年度に事業完了すると８年間は計画変更ができなくなるため、大幅な見直しも含めて予算計上しているが、地元協議や町の中でできるものは職員が行うとのことであった。

観光振興費の観光協会補助金の増の要因はとの問いに、事務局長を産業課長の兼務ではなく、単独で配置のため８０万円の増であるとのことであった。

防災費の町総合防災マップ作成業務委託６３２万３，０００円について、専門家の導入や関わるのは誰かとの問いに、地震対策の指針に合わせて作成するもので、国、県の洪水や地震の資料とのすり合わせを業者に委託し、町の実状、町民のニーズに合わせたマップを作成し配布予定であるとのことであった。専門家の関わりについては、今後検討していきたいとのことであった。

教育施設整備費のシステム整備業務委託と施設備品購入のタブレットについて授業にどう使うのか、学力向上につながるのか、教職員が使いこなして教材に活かせるのかとの問いに、補助金もあり、ＩＣＴ教育により学習への集中度、関心度が高まると考える。授業方法の検討や、研修も含めて考えているとのことであった。タブレットは、よい学習ツールであり、動画を使った体育授業や、個々に所有することにより、自主的な調べものや、繰り返し学習、ドリルなど学習の幅が広がるとのことであった。

公民館費の公民館改修工事２，５４５万４，０００円について、２月臨時会の説明では備品購入費１，５００万円で、機器代金約６割、取付費約４割という説明を受けたが、予算では１，０００万円増額になった、その理由はとの問いに、公共施設に位置づけられ、給排水冷暖房工事に該当するため、公共工事事確法で決められた基準が適用されるため経費がかかるとのことであった。２月臨時会の説明の際になぜ概算書を出さなかったのかとの問いに、備品から工事への変更の説明であったため提出しなかったとのことであった。分割発注はできないのかとの問いに、分割発注は認められておらず、経費も上がることになるとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

おめくりください。

議案第１６号 令和２年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

保険料水準の県内統一について、令和６年から令和９年にずれ込む見込みだが、どれくらいの水準まで引き上げるのかとの問いに、まだ算定は出されていない。時期についても第２期運営方針を検討されるなかで議論されるため未定であるが、経過措置もあり令和９年になるかもわからないということであった。また、一人当たりの診療費が年間８．６～９．９％伸びていることから保険料は上がると考えられるとのことであった。

町の医療費が伸びても保険料は変わらないのかとの問いに、県全体で割るた

め変わらないとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第 17 号 令和 2 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

保険料率の推移はとの問いに、平成 30 年度、令和元年度は同率で、所得割 8.26%、均等割 4 万 3,727 円であり、令和 2 年度は、所得割 8.70%、均等割 4 万 5,512 円であるとのことであった。

議案第 18 号 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

保険給付費が伸びる、そのため保険料が引き上げられるという悪循環になっている、介護を受ける必要がないような事業や仕組みが必要となるが現状と課題はとの問いに、健康づくりは国民健康保険事業を中心にしているが、高血圧、糖尿病、高脂血症が重なっている人について平成 29 年度から平成 30 年度において 30% の改善ができたとのことであった。

介護給付の該当は少なくなったということかとの問いに、重症化している方がいるため増額している。また、新規申請は要介護 1、2 だが、もっと早い段階での予防が望ましいため、今年度から体験型介護予防事業を行い予防教室につなげているとのことであった。

会計に負担をかけない取り組みもあると思うがどうかとの問いに、認知症については介護度が上がっているが申請していない人や、身の回りのことができる人は本人がデイサービスを希望されないため、家族の介護となり、申請時には認知症が進んでしまっているケースが多い。そのため、脳トレ教室の内容を見直し、軽度認知障害、MCI の人を対象のコグニサイズ教室、認知症予防の体操です。に変更して実施しているとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第 19 号 令和 2 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

予算計上の販売見積もりはどれくらいかとの問いに、町外 2 区画、町内 1 区画、合計 3 区画分を例年通り計上しているとのことであった。

議案第 20 号 令和 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

滞納者の中で、本人の死亡や相続放棄をして回収の可能性のない人はいるのかとの問いに、可能性がないものは時効によるものだが、税などの公債権とは違い、民法に基づいているので、自動で時効にならない、死亡の場合は相続人、連帯保証人、連帯保証人の相続人に債務が続くので回収できないものはないとのことであった。

相続放棄の確認をしっかりと行うべきとの問いに、簡易裁判所で確認を行っているとのことであった。

不納欠損の対象になるのかとの問いに、この債権は町の財産の位置づけであり理由なく不納欠損はできない。債権より処理費用の方が多くかかる場合など

債権を執行停止にする場合、不納欠損になる可能性があるとのことであった。

町としては民事的な契約の実行を迫ることと、同和対策事業の取組みの総括をするべきではないかとの問いに、債権は存在しているため損害があったわけではない。債権回収業務を行うが、万が一未回収の時に補填が3分の2受けられる国庫補助があり、県の予算があった場合この補填が適用される、県予算も要望しているとのことであった。総括については、今年度全容が明らかになった。地道にやっていくことが次へのステップになるとのことであった。

債権回収機構や民間団体などの活用なども今後視野にいれ検討すべきではとの問いに、まずは弁護士委託をするが、一定の法的知識を得たので、職員でできる処理をし、訴訟となったときなどに弁護士委託をするなどを考えているとのことであった。

町としてこの業務の方針を確定し、踏襲し滞納整理にあたる必要があると思うがどうかとの問いに、行政として説明が果たせる状況になった。組織としての定着をはかり、徴収対策会議に位置づけ、共有をし、法に基づいてやっていきたいとのことであった。

滞納整理について一歩進んだので評価したいとの意見があった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第21号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

土地取得会計の任務が終了してきているなかで、事業残地などがあるが、今後統合か、この体制でいくのか方針はとの問いに、住宅地区改良事業などが終了した現在、土地取得会計の事業は完了している。町有地の把握が急務であるが、この特別会計で管理しているもの、一般会計でも管理できていないものがあるため、この特別会計、一般会計を区別なく財産管理する方向も考えているとのことであった。

十数年前の裁判の際、現地調査をし、地図と突き合わせるとそこにはないものもあった、処理の仕方、土地の把握に努め、分ける必要がないことも視野に入れるべきとの意見があった。

町所有の土地には、看板設置をするべきだとの問いに、実態把握に努め、看板設置の準備を進めているとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第22号 令和2年度甲良町下水道事業会計予算。

会計事務移行で仕事量が多くなると考えるが、企業会計事務支援353万円は割合が高い、次年度は低くなるのか、また事業計画754万円は毎年必要かとの問いに、企業会計事務支援の内訳は、決算支援に200万円、システム構築に153万円であるが、システム構築費については次年度以降発生しない。事業計画は国の補助金を活用するために策定が必要であるが、次年度以降の計

上はないとのことであつた。

下水道の接続率と、そのなかに農業用は含んでいるのかとの問いに、平成30年度末で80.26%、農業用は含んでいないとのことであつた。

未接続の理由はとの問いに、経済的理由、高齢者のため接続しないなどがあり、接続のお願いのチラシやアンケートを配布しているとのことであつた。

汚水マスを設置して3年以内に切り替えをしなければならないが、できていないから補助金を出すのはおかしい、納得いかないがとの意見に、生活保護世帯、非課税世帯対象の弱者救済の観点から必要であるとのことであつた。

その他にもいろいろ質疑・指摘があつた。

議案第23号 令和2年度甲良町水道事業会計予算。

直近の有収率はとの問いに、平成30年度末で85.35%とのことであつた。その差は何かとの問いに、漏水であるとのことであつた。メーター交換時には、漏水だけではなく不正取水も視野に入れることを業務の中に位置付けるべきだとの問いに、メーター交換時には立会い検査をし、メーター交換の業者と、それを確認する業者の体制で、強化をして取り組んでいくとのことであつた。

近隣市町では家族構成から使用料の平均を出すなどしているがどうかとの問いに一気ににはできないが徐々にチェックをしていきたいとのことであつた。

メーター交換について、今期はどこの地域で何か所かとの問いに、令和元年に853台予定していたが、実施できたのは、1集落100台のみであつた。

2,817台を3年間で変える予定であり、令和2年度は、法養寺・長寺東・長寺西・横関区で910台の目標であるとのことであつた。

その他にもいろいろ質疑・指摘があつた。

以上であります。

○阪東議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、しばらく昼休み、休憩をします。13時45分から再開をします。
よろしくお願いします。

(午後 0時15分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○阪東議長 それでは、休憩前に引き続き、開会いたします。

先ほどの委員長報告の中で訂正がありますので、宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 すみません、先ほどの委員長報告の中で、2ページの真ん中、せせらぎの里こうら施設賃借料の桁を、本来なら88万9,

000円と述べなければいけないところを800と言ってしまいましたので、88万9,000円の訂正でございます。

それと、4ページの下から5行目ですね。軽度認知障害。皆さんのところにはMSIと書いてありますが、私、MCIと読みましたが、これが正解で、差しかえができていないみたいで、MCIです。MCIに訂正お願いいたします。

すみませんでした。どうも。

以上でございます。

○**阪東議長** それでは、認定第1号 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計予算歳入歳出再認定について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 討論にあたって、意見を述べさせていただきます。

そして、9月に行われた決算で反対をしておりますので、それに加えて討論させていただきます。

そもそも、会計、収納実務に思い込みが介入してしまうこの仕組みですね、流れ。これに不備があったのか、担当者の勝手な間違いがあったのか、その検証が必要だと思います。いずれにしても、正確さを要求される会計事務には個人の過失が介入できないシステムが必要です。

もう一つは、係数のそご。つまり食い違いですね。が、発覚したのが8月の末となっています。9月定例会前には疑い段階であったにしろ、議会には伏せられていたというように思います。もちろん監査委員さんにもそのそご、つまり食い違いの疑問が生じている。現状を率直に伝える必要を指摘しておきたいと思います。

行政の対応、間違いは、明確に反省すべきだというように思います。決算認定そのものについても、もう一つは、9月議会で保留をすることも選択肢としてあったと思います。そういう点では、間違いとしての疑いが生じた段階でやはり精査をしていく、こういうことから決算認定の保留も選択肢に入れて議会に報告をしてほしかったというように思いますので、本決算、9月には反対をしておりますので、その内容は変わっていませんので、反対討論といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

大町議員。

○**大町議員** ただいまの西澤議員と基本的には意見は一緒ですけどね。監査、誰ですか。監査委員は。議会選出は。

僕も議会選出の監査委員をしたことがありますけど、決算を見送ったこと、ありますよ。子どもを育てる会に焼き肉やら領収書とか、ビールの領収書が出てきたものやから、こんな認定受けられるかと、認められるかと。民間の方は印鑑を押した。山本日出男がこうてるやつやで。僕は議会選出の監査委員で、

子どもを育てる会にビールの領収書、バックス。焼肉、これ誰が食べるの。子どもにビールを飲むのを教えたんか。押さんかった。決算、見送った。9月決算で。今の監査委員、誰や。めくら判押してるんとかうか。

以上をもって反対討論といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 5番、野瀬でございます。

私、委員会の方では反対といたしましたけれども、その内容としては公民館の空調設備。

(「違う、議題違うぞ」の声あり)

○**野瀬議員** ああ、認定のやつか。ごめんなさい。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** これより、認定第1号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、議案第15号 令和2年度甲良町一般会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 討論を行います。

予算の概要、それから町長の所信表明で、現状認識が示されていない。ないしは大変弱い記述となっていました。とりわけ身近な町政にとって大切な町民の暮らし向き、それから甲良町政を取り巻く社会的、経済的な状況が示されていないこと、その弱点からおのずと町民の置かれている実情とはかけ離れた予算編成にならざるを得ないというように考えられます。

今、消費税10%への強行による景気の落ち込み、諸物価の高騰に加えて、新型コロナウイルスによる生産休止、賃金の減少、営業の自粛、取引停止や縮小など、日本のみならず世界的同時不況に見舞われるとの指摘が現実のものになりつつある中、国民の生活防衛と中小零細業者への支援のため思い切った財政の投入が求められています。甲良町政にあっては、不要不急の事業は後回しにして、家計応援、子育て、医療、介護などの予算を重点的に配分するよう、

急遽組みかえが必要です。

2つ目には、財政健全化計画や総合計画、そして総合戦略などなど、計画が立てられていますが、いずれも町のありよう、最高位の計画と位置づけているにもかかわらず、町民とともに作り上げることはせず、コンサルタントなど第三者に丸投げに等しく、魂が入らないおそれが強いものであります。

3つ目に、このような基本姿勢のもとで進められる新防災センター構想が施設優先、箱物優先にならないことを強く求めたいと思います。

4つ目に、人権尊重のまちづくりならば、町政が基本方針として同和対策事業は最重要課題だとして進めてきた前進面、否定的な問題、いわば光と影を正面からぼかさず、はぐらかさず、総括、検証することが必要です。そうすることが次の前進、真の意味での人権尊重のまちづくりが進むと考えます。

5つ目には、財政が厳しいと表現をする一方で、急ぐ必要のない庁舎と保健福祉センター改修のカーボン・マネジメント事業に9,500万円を投入するなど、計画がされています。福祉センターや庁舎改修は必要最小限にとどめ、LED化は保留をする。個別施設の策定計画後でも、また大改修が近い将来到来します。それで間に合うのではないかと考えます。町民の声を反映して、各課から上がってきた施策を盛り込むことが必要です。

一方、町長の所信表明でもほとんど触れられていませんでしたが、甲良町で若者が定住し、移住したくなる具体策が大変貧弱です。あるとすれば、文科省が推奨するタブレット導入によるIT教育です。しかし、この導入で甲良町の学力向上と直接つながるとは考えにくいのであります。松田教育長が以前新入生を迎える入学式でおっしゃっておられた、てくてく、ぺちやくちゃ、もぐもぐだったでしょうか。その基本生活習慣を身につける家庭の安定、経済的なゆとりとを持てるよう、行政として支援することが大事だと思います。この生活習慣を安定して支えるには、家庭、地域が安定していることが重要です。これは国の施策が大きくかかわりますが。

次に総合戦略で書かれていた子育て応援充実の諸施策、子育て世代の経済的負担軽減はどこに行ったのかと言わねばならない予算編成です。子育て支援費も約3,500万円、うち人件費関係が2,917万円、83%を占めます。あれだけ強調していた家庭支援にかかわる予算の裏づけがなく、実態がぼやけてしまいます。

また、7つ目に、公民館空調施設に関する町の姿勢が財政に負担をかけずに早く町民の願いに応えようとする姿勢とは感じられません。

8つ目に、町長が掲げる行政力の向上、職員力の向上は、絵に描いた餅。現実には、この文言とは真逆のたため対応が各課で起きていると思います。公務員は法令、規則に従って行政事務を行い、公平公正でかつ予算の効率的執行に

努めなければなりません。私が知り得るケースのうち、1つは未納通知を送っておきながら、払ったはずやと抗議をしたら何の証拠も確認をせず目の前で未納状態のデータを消去したというのです。しかも、その職員は税務課の担当職員ではなく、みずから町長室に駆け上がって町長の許可を得たからと言うとのことでした。こんなことが現実、事実であるならば、未納データが何だったのか。いまだに税の未収データは職員自体も信頼していないのではないか。深い疑問を持たざるを得ません。同時に、税務課ではない職員がいまだに収納にかかわること、それを町長は課長も通さずに許可を与える。公務行政組織の体をなしていないと考えます。

もう一つは、本人にかかわる事案を情報公開を請求したところ、非公開とされたので審査請求を行い、審査結果の答申が出されていたにもかかわらず、請求人に1年以上放置していたとのこと。この怠慢を抗議すると、「忘れていた」の一言。おわびもしないとの訴えです。これが事実ならば、まだまだ初步的なミス、でたらめ対応が後を絶ちません。一つ一つの不幸事、でたらめ対応の根本原因を取り除くことが強く求められていると思います。

最後に、予算決算常任委員会では賛成者がゼロでした。本会議採決でも否決にしなければ、町民の方々の声を反映した家計、経営、商売ですね、の応援、子育て、医療、介護重視の予算編成をすることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

大町議員。

○**大町議員** 今、西澤議員が述べましたが、るる。中身の濃い話ですが。

職員の資質の向上というものにもっと目を向けてほしい。私も16年ぶりに議席を持ちましたけど、ああ、この子は優秀だなと思う子が去っていつている。こんなことを言うと失礼ですが、優秀な人材が、ああ、この子はできるな、わしもその子にたじたじやったわ、女性でも。女性でも、大町さん、大町議員、こう言いましたやん。ああ、そら、謝る。そういった優秀な人材ね、この町を去っていく。公務員もほって、ほかへ行く。これが現実の甲良町役場じゃないですか。先ほど西澤議員も触れましたが。公務員たるもの入庁するときに宣誓してるはずや。全ての者の奉仕者やで、町民全体の奉仕者じゃなきゃならん。一部の者の奉仕者になっている職員さん、いるんじゃないですか、これ。公務員てものは全ての者の奉仕者なんですよ。一部の人の力関係で奉仕する。そういう人はもうみずから辞職し、やめなさい。そして、職員と、トップが頼んないけど、議員と一生懸命英知を絞ったら、甲良に住んでよかったな、子どもたちが元気で威張れる教育関係、そして老人が集えるそういった場所をつくっていき、空き家対策の一環の中に空き家を有効利用して地域の者が遠慮なく語り

合える場所をつくっていく。そうしたまちづくりをやろうじゃありませんか。
野瀬喜久男町長。あなたの名前は喜久男やけど全然聞かないね。おまえのお父さん、喜久男とつけたんちゃうんかいな。人の話を聞く。

誰が認められるん。

以上をもって反対討論。

○阪東議長　ほかありませんか。

建部議員。

○建部議員　反対討論です。

まず1つ目。カーボン事業についてでございます。

庁舎は築五十数年がたち、改築、大改修が必要な時期です。保健センターにしても築30年がたち、あちらこちらで改修が必要な箇所が出てきております。

一方、一昨年来公共施設個別施設計画策定という計画案があるんですが、一千数百万の委託費を見ております。いまだに計画が上がってきておりません。このように、建物全体の改修が必要な時期になっていること、および個別施設計画との兼ね合いで改修の整合性、極力二重投資にならないよう、無駄を省くということから、工事内容、工事費の縮小、見直しが必要であります。

庁舎改修工事に設計費、そして工事費で2,500万、福祉センターで設計費、そして工事費でもって6,800万。合計すると9,500万ぐらいになります。私は、まずこの改修が将来予定されている改修との兼ね合いで二重投資にならない無駄を省くということでの縮小、見直しが必要だと思います。

2つ目。タブレットの導入であります。

国が半額補助金をするからといって飛びついて乗ったものの、今甲良町に導入するのは少し早いのではないか。というより、今の町の教育課題は、子どもたちの低学力にあります。それも基礎学力が定着していないところにあります。それがタブレットによって克服するとは到底思えません。ゲーム感覚で基礎学力は身につかるのでしょうか。

それと、小学校1、2年、3年生に基礎学力が身につけさせる一番大事な時期です。そこにタブレットどころではないと。小学校の低学年あたりはそういう基礎学力を身につける一番重要な時期。タブレットではないはずです。

それと、導入するには教師集団の能力開発、訓練が必要であります。そのタブレットを活用して教材に活かす。学力を上げていこうというなら、そういう、まず準備の取り組みが必要であります。

よって、準備期間が必要で、時期尚早だというふうに思います。

3つ目。公民館の空調設備2,545万4,000円。設計費を含めるとさらに高くなっていますが、昨年12月議会には1,000万もあれば十分できるなという話をしていました。それが1,500万ぐらいでいけますとあって、

そういう計画書が出された。それが今2,550万円。設計費も入れると2,700万を超えます。その差1,000万円から1,200万円。町長の選挙運動用ビラ、ここには令和元年度10月議会での契約議決案件の否決という見出しで出ておりました。否決によって予算規模を最小限にして一般財源で改修せざるを得なくなりました。金額が明らかになり次第、補助事業と単独事業の比較を明らかにする必要があります。何ですか、これは。議会に対する挑発ですよ、この文言は。その意図は何か。まるで町長の思惑どおりの予算計上で、認めるわけではいきません。これは許せないですよ。

4つ目。各課要求の予算を大幅に削ってきた経過があります。また、町民や議員の声、要望が予算に反映されるべきであります。

このことを求めて、反対討論とします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 5番、野瀬でございます。先ほどは失礼しました。

私、委員会の方では反対とさせていただいたんですけども、全体を通して私は大体方向性としては納得できるところなんですけども、この公民館の改修、これに関してはなかなか説明が不足しておると。これではみんな納得しないだろうというところで反対いたしました。

ただ、毎年毎年、空調設備がないということで町民のみんなは困っております。例えば、これで臨時議会、開いたとしても、夏に空調が設置される、なかなか難しいと思います。

というところで、できるだけ安く抑えてもらうというところを前提といたしまして、私は賛成といたします。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 反対討論を言わせていただきます。

この委員会の中でも、私、言わせてもらいましたが、カーボン・マネジメントでもってCO₂の削減がしていかなければならないという行政側からの説明がありました。これで、今年はこれをやる、で、来年にはこれをやって目標にこういうふうになっていくというシミュレーションは全然示されていないということで、私は言わせてもらいました。

今日にでも出てくるのかなと。やっぱり説明不足ですね、これに関しても、カーボン・マネジメントに関しましても。と期待していたんですが、今日も出てきません。やはり、今年にこれをして、来年これをして、そうしなければ目標を達成しないということの説明をしっかりとやらずにこのような予算を出し

てくるのはちょっとおかしいと思いますので、ちょっと私の方はこれで反対とさせていただきます。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 7番、丸山です。私も反対討論をさせていただきます。

私も、今山田裕康議員が言われたように、今日、行政の方から修正案が出されるのかなと思っていましたけど、今のところもう何も出なかったということです。

私は正直、一般会計がとまるということに関しては、町にも負担がかかり、迷惑がかかるところもあると思うんですが、やっぱり去年の12月議会で野瀬町長が空調、皆さんの知恵をおかりしながら、ある一部の議員の名前を2人言いながら、その皆さんにいい知恵をかりながら、聞きながら、やっぱり安く仕上げていきたいという答弁を聞いております。そういった中で、話は何もなかったということになっておるし、そこへもって2月5日の臨時議会。約1,500万円。あれを見ていると材料費が6割、取り付け費が4割。正直言ったらちょっと高いんじゃないかなと思っても、いつまでもそういうわけにもいかないので、1,500万ぐらいでもいかなしようながないのかな、納得せなしようがないのかなという思いもありました。

そういった中、この間3月議会では2月1日には2,500万円という金額が出ている中、あれは何であったのか、1,500万というのが。いまだに納得いきません。何かだまされているというか。1つ賛成したら、これも次納得してくれるのかというような、金額をどんどん上げてくる。これでどうしても納得いかれへん。

この間も言いましたけど、多賀の中央公民館なんかでも40年弱、もう解体して今新しい中央公民館ができました。甲良町の公民館も、もう築35年以上になります。これは今、先ほどから皆さん言われているように、大改修する時期がもう間もなく来る中、ここへ2,800万もの今お金を投資するということは非常に考えられない。

それと、2年弱このように空調が壊れている公民館であり、企画監理課長は500万以下、500万以上、審査会にかける、かけなくてもいい、こういうようなことをもっと早くやっぱり言ってほしかったですね。土壇場になるまで、こんなぎりぎりまで言わない。ちょっと、その辺やっぱり納得できない。

こういう意味で、公民館の空調を除く会計なら賛成したいところですが、これを修正案が出ないところを見ると、これは反対させていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 私、本当に先ほどのお昼休憩まで悩みに悩んでいたんです。この予

算の議会に携わって多分13年目ですから、13回ということ。ほんで、その間には、いわゆる委員会で反対、本会議で賛成ということも何回かありました。

先ほどまで、私、本当に悩んでいました。でもやはり、説明によりますと、いわゆる中に入る機器が80万、室外機が170万ということですね。トータルで250万というふうに聞きましたので。それに関しての経費がかかる、公共工事品確法ということ言われているんですけど、それにもって経費がかかるということで、その経費も6で割ったらやっぱり170万、60万、70万になるということで、何でこんなにかかるのかが疑問を持っておりますので、そのこのところをもっと追及して、はっきりしたところをはっきりできるところまでちょっと反対をさせていただきたいというふうに思います。反対です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決をします。

議案第15号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第15号は否決されました。

大町議員に申し上げます。私語は発言中禁止しますので、よろしく。

次に、議案第16号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この国民健康保険会計は、健康を保つ命綱と言われる国民保険制度の中身です。それにもかかわらず、国庫支出を25%、1986年でしたか、削減したために困難が生じてまいっています。

今度は市町単位から県一本化に変わりました。運営の困難さを国保税の引き上げなど町住民に負担を押しつけてきた結果、払うに払えない、暮らしを圧迫するまでになってきています。本町でも滞納額が累積をしたナンバー2、ナンバー3ぐらいな状況です。本町は、県の基準が示されたもとで、今回に限って引き上げないことを決断されました。委員会でもそのことは歓迎したいというように表明をさせていただきました。

同時に、国保料として県下統一を進めること、今は市町村が税ですけども、

甲良町の場合、一本化になれば国保料となるというように見通せます。そのことで、本年度の先からは大変警戒が必要ですし、暫定的に引き上がっていく見通しだと見えています。そういう見通しであることに警戒が私は必要だというように思っています。全国知事会が決めました1兆円の投入、これを早期に実現できるよう、町長ならびに行政機関、そして県当局にも要請を強く求めて、この会計について、今年度賛成とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告とおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありますか。

西澤議員。

○**西澤議員** この制度は、つくった本人さん、当時の厚生労働大臣、そのときは厚生大臣でしたけども、制度そのものが極めて高齢者差別である、おば捨て山だというように厚生大臣が表現をしました。人間の温かさですね。高齢者を敬い、大切にするという思いを踏みにじる制度そのものです。金額も保険料もそうですし、それから医療保険の枠組みも75歳以上は違います。そういう点で、75歳という枠組みをなくすことが求められています。そういう意味からも、この会計自体には容認できないということを表明させていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

大町議員。

○**大町議員** 私もこの会計は不思議だな。後期高齢者って75歳からですか。今、人生100年時代を迎えて、75歳元気ばりばりや。後期高齢者、このタイトルがおかしいやん、これ。国の施策ですから。75歳現役で袋町飲みに来てるで。ゲートボールじゃなくてゴルフしてますで。どこが後期高齢者や。大体75歳で後期高齢者の線引っ張った国が間違うとる。こんな会計は認められへん。

以上。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

賛成多数です。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計予算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 この介護保険会計については、多くを語る必要はないとも思います。現場では大変苦勞を、またされておられまして、非常に努力をされているのをよく存じ上げます。その点からも、やはり保険料が高過ぎるというのに一言尽きると思います。

今消費税は10%になりました。その上新型コロナウイルスなどによって町民の暮らしも、それから景気そのもの、それから賃金についても大変見通しが暗いです。年金はマクロスライドといって引き下がる仕組みはそのままです。そういう点からも、やはり甲良町での見直し、つまり介護保険料を上げない、ないしは引き下げる、何らかの措置、一般会計の投入だとか、それから健康保持については一般会計を大いに繰り出して、その介護の必要のないお年寄りを生み出していくという大胆な施策の展開がやはり必要です。そういうことを求めて、この会計は反対とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

大町議員。

○大町議員 10番、大町。

基本的には同じですけど、わずかな国民年金から介護保険料を強制的に引く。国民年金で、最高額って知れてますやん。ここから介護保険料を強制的に。このような施策は、これは国の施策から始まって、甲良町単費でも無駄をなくすれば、両センターの配置と職員の数も多過ぎる。いつまでも同和、同和と違いますよ。

教育長、両センターの職員の配置も、給料払うんですよ、あれ。呉竹、長寺はいつになったら自主独立できるんですか。

○阪東議長 大町議員、介護保険からちょっと的が外れてるので。

○大町議員 外れてへんわ。もっと勉強せえ。

そういった意味で、この介護保険、単費、町単でも補填していく。そういったトップの考えはありませんか。

○阪東議長 いや、討論。

○大町議員 だから、討論は。

○阪東議長 討論で。

○大町議員 討論やがな。

○阪東議長 討論です。

○大町議員 意見、求めてへんがな、こんなん聞かん男やで。反対。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、討論はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 墓地公園の事業、非常に厳しい時代の中で、このごろ墓じまいをされるというところもある中、広報など広告を出しながら年間幾つか売られているということで、これは賛成したいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

大町議員。

○大町議員 この墓地公園の始まりは、長寺西地区に墓地がないと。もう密集していると。そういったことで、地元議員のかなりの、宮藤議長の時代ですかな。法養寺の墓じゃなくて、長寺西の墓って、もう密集している。そやからということで、あそこに、山へつくったんですけどね。墓地だけにぼちぼちばか売れんらしいな。墓地公園。墓地やさかいに、ぼちぼちしか売れん。こんなん、早く売らなあかん、何十億かけた思うてんねん、あの墓地公園。と、あのトップに聞く必要ないねん、討論やで。これも認められない。反対。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告とおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

賛成多数です。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業は終わりよければ全てよしというようになる見通しのもとで計画をされたのかどうか、今の中間の地点でも大変疑問になるところです。その点では、今後の事業運営について若干討論にあたって意見を述べさせていただきます。

1つは、100%の回収ができた際のシナリオ。その収支見通し。逆に、2つ目には最悪のケース。今後予想される事態と課題を明らかにして、町はどのように対応するのか、その計画を想定して明らかにすべきだと考えております。その提案がやっぱり必要です。

それから、2つ目には、弁護士委託の経ない、つまりその手続を経ないで裁判所による督促命令を視野に、これは委員会でも示されました。このことについても行政がしっかりと対応する、弁護士に委託せずともできる。しかし、相手の、支払いを拒否はされないというように思いますけども、相手がありますので、状況次第では訴訟に発展するということもありますので、その計画、見通しをやはり立てて、行政全体が取り組むと、担当課任せにしないというのが、私は大事だと思います。

ここでも、やはり、これほどまでに深刻になった原因ですね。一般会計の討論でも言いましたように、同和対策事業最優先でしてきたわけです。しかし、その最優先として取り組んできたことが結局足かせになっている。足を引っ張っている。財政的にも負担をかけてしまっている。一般会計からの繰り出しは大変大きな金額です。それを回収できる見通しはどうかという点でも、先ほど述べましたその回収の見通しの収支の状況をやっぱり明らかにして、一般会計に貢献をできる。つまり、この事業に取り組んだために一般会計に貢献で

きるんだと。そして、同和対策事業最優先で取り組んできたことが、そういう効果、つまりプラスの効果があったと言われるようにしなければなりません。

ですから、今までどおり漫然としてこの住新会計の運営、ならびにこれはこの特別会計だけじゃないですよ。その事業を進めた中心的な総括をやはりずっと先送りにしてきた結果です。そういう点では、そのことを改めて強調させていただいて、会計の事業としては賛成の討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

大町議員。

○**大町議員** この住新問題は、甲良町のがんですわ。どの町民に聞いても、大町君、甲良町の財政の一番のがんが住新や。滞納をして大道を歩く人ばかりで、我々みたいな者が、完納しとる者が小さくならんなん。こんな町、全国探しても少ないね。西澤議員は賛成しましたけど。

僕は部落に生まれ、今日まで部落で育てられた私やけども、一切解放同盟に私はお世話になったことはありません。高校入学するのに奨学金も断った。武士は食わねど爪楊枝や。報いられる期待せぬ愛情と献身という言葉を残して、地元呉竹の上田一夫県連委員長、県会議員がその言葉を残して去っていった。その部下たちが何してんや、これ。みんなで滞納したら怖くないんやいうて。そんな指導を誰がしたんかい。こんな住新は反対討論といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 住宅新築資金、これはほんまに最初から言うてますが、もともとのこの国の制度、制度が間違いであったと私は思っております。そういった中で、今甲良町人権課長がどんどんと踏み込んで前向きにいつてくれているところを見て、賛成したいと思います。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** 6番、宮寄です。私も賛成討論をさせていただきます。

予算委員会で委員長の立場であり、なかなか討論はできなかったんですけども、担当課が一定の法的知識を得たので、職員でできる処理をし、訴訟となったときなどに弁護士委託をすると答弁されております。なかなか今までの前任者だけが悪いとは言いませんが、歴代の人権課長、同対課長がてこずった問題であります。今現在、いま一步踏み込んで、職員も勉強し、できる限り職員で対処しようとする姿勢は賛成できる要因であります。

訴訟になった場合、やむなく弁護士さんに委託するという意味で、できるだけ職員で解決しようとする姿勢に賛成討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告とおりに決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席ください。

起立多数です。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 委員会でも述べましたが、土地裁判で十何年か前、明らかになった不法占有から無法に放置をしたまま。これは運動団体いいなりとなった事業の歪みですね。県に提出をした書類の中にも運動団体が横やりを入れた。住民が横やりを入れたと思われるような記述が幾つも残っております。そういう点でも、いまだにその事業の歪み、運動団体に歪められた問題を正面から向き合っていないんです。このことがやはり大きく響いています。その総括をぜひとも求めていきたいというように思うんです。

一般会計への合流、つまりこの土地取得会計で保有する財産と、それから一般会計で保有する財産との区別をする必要性、事業上の必要性はもうなくなってきています。そういう点でも、この一般会計への合流、統合、このことを直ちに令和2年度には整理をして、令和3年度には合流の提案ないしは今年の9月議会ないしは12月議会で合流できる方向の議案を提出するという運びでぜひとも進めていただきたい。

その上では、先ほど言いましたこの事業の歪みですね。何でこんだけ事業が終わっていながら取得をした土地が残地として残っているのか。三角地やら、それから処分し切れない部分は、これはよくわかります。しかし、まとまって70坪、80坪、場合によっては200坪ほどの家が建つ、ないしは何区画か整理をできる土地も残っていました。これは漸次なくなっていきましたが、そういう点でも町のこの事業に対する広くは同和対策事業、これが本当に緩慢で町としての主体性が欠いた役割をしてまいりました。そのことを強く求めておきたいと思います。

この会計そのものには賛成討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員　すみません。先ほども言いましたが、この残地の土地取得に関しても、今人権課長が前向きにどんどん踏み込んでいって、前向きな回答もいただいておりますので、人権課長を信じ、これからも頑張っていきたいという思いを込めて、賛成したいと思います。

○阪東議長　大町議員。

○大町議員　いわゆる同和事業の残骸やな、わしには。残骸。至るところに土地、町有地があるね。これで、財源が乏しい甲良町、土地を売買できないものかね。甲良町、来たくない人ばかりやから、買わへん、誰も。部落解放同盟が主導でやってきたこの同和事業の、いわゆる人権課長が頑張ってもらってるのは、僕、わかりますよ。十分わかります。今までの歴代の課長がやってないのやから。人権課長がやっていることは認めますよ。

でもね、もうこの辺で、13字あるけど、確かに同和混在率が44%いくでしょう。僕ももうその中の1人ですけどね。これは自主財源が乏しい甲良町、そのことを思うと、この会計には反対の討論をします。反対します。

○阪東議長　ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告とおりに決することに賛成の方、ご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、議案第22号　令和2年度甲良町下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告とおりに決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、議案第23号 令和2年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 委員会でも明らかになりましたけれども、有収率、これが80%、85.数%ですよ。15%近くは何らかの形で漏れている。これは委員会でも指摘をしました。漏水だけに限らない。不正取水も視野に入れるべき。委員長報告の中にもそのことが盛り込まれていました。そういう点では、特別委員会も設置をされて、盗水疑惑の調査特別委員会が答申をしております。そのことも受けて、やはり甲良町におけるもやもやの1つ、ごっつい1つですね。これは盗水をまだしているんじゃないかと。これは、裏づけとしては85%台の有収率。全国は90%を超えます。九十数%。優秀な自治体では98%、97%というところが幾つもあります。そういう点から見ても、今回予算の中でメーターの交換が900件設定をされています。実績でいうたら、計画したけども100件ほどしかできなんだという前年度の総括がありますが、そのことをやはりきっちりと改善をすることを見越してもらいながらメーター交換をするべきだというように思います。そして、その上で盗水疑惑は一切なくなりましたというようにして、町長以下担当課のところで胸を張れるようにぜひ取り組んでいただきたい。そうでなかったら、ほんまにいろいろなもやもやがある中で、真面目な者は水道水を払っている、それから盗水している者は水道も無料、そのことも幾ら取られているのかわからへん。頭から言うても有収率が15%ですから、10%近くは、10%を超える水道料がやはり不正取水されている。こう見ざるを得んですよ。そこのところをきっちりと解決して、盗水疑惑なくなりましたという宣言ができることを求めて、賛成討論とします。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 私も予算決算の委員会等の意見を言ったわけですが、有収率85.35%。水道課長の答えは消防とか公園とか、そんなものを使うの、わずかなパーセントや。先ほど触れた盗水が問題や。道路のバイパスはわかるで。便利にしよう思うて、8号線からバイパス。水道のバイパスやん、これ。道の、道路のバイパスならわかるで。こんなもん、メーターからも回らんと、バイパスやん、これわかっていて踏み込んで、どういうことや、これ。

有収率が90になったら、私は認めよう。こんな95も7も行くというような町は、それは優秀な町やろう。それが当たり前やけど。85.。前は70何%やってん。ほとんど盗みやんけ。

彦根に行くと、甲良町は水はただやし保険は払わんでええし、住みよい町やな。皮肉を言われるんですよ。だから、町が寂れていきますよ。

この水道会計は認めません。反対します。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告とおりに決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第23号は可決されました。

ここでちょっとしばらく休憩します。15時再開。

(午後 2時47分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○阪東議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第16 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○阪東議長 異議ありますので、選挙の方法は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○阪東議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定により、立会人に1番、小森議員、2番、岡田議員、3番、山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○阪東議長 念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

事務局長。

(投票箱の点検)

○阪東議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いします。

(点呼)

(投票)

○阪東議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○阪東議長 選挙結果を報告します。

投票数 12 票、有効投票数 12 票、無効投票ゼロ。有効投票数のうち、山本清隆さん 3 票、桂田三男さん 2 票、阪東隆さん 1 票。阪東、本人です、私 1 票、大町議員 1 票、木村議員 1 票、丸山議員 1 票、野瀬議員 1 票、建部議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 1 票であり、阪東隆氏、阪東議員、大町議員、木村議員、丸山議員、野瀬議員、建部議員は議員得票数はいずれも超えており、7 人の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定に準拠して、くじで当選人を決定することになっています。

阪東議員、大町議員、木村議員、丸山議員、野瀬議員、建部議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

阪東隆氏においては、議場におられませんので、かわりに議会事務局書記にくじを引かせます。くじは 2 回引きます。1 回目はくじを引く順番を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。くじは抽選器で行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、くじの立ち会いをお願いします。

まずは、くじを引く順番を決めるくじを行います。

年齢の大きい順に引きます。

すみません、ちょっと確認をお願いします。

局長から名前を呼んでもらいます。

1 番、建部議員。

2 番、阪東隆さん。かわりに事務局、お願いします。

木村議員。

阪東議員。

大町議員。

野瀬議員。

丸山議員。

くじを引く順番が決定しました。

1 番、建部議員。2 番、大町善士雄議員。3 番、野瀬議員。4 番、阪東議員。
5 番、木村議員。6 番、下之郷の阪東隆さんにかわって事務局をお願いします。
7 番、丸山恵二議員。以上です。

くじを引く順番が決定しました。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

番号の小さい順に当選となります。

もう一度立ち会いをお願いします。

1 番、建部議員。

大町善士雄議員。全部引かんとあかんのです。全部引いてください。

野瀬議員。

阪東議員。

木村議員。

阪東隆にかわりまして、事務局、お願いします。

丸山議員。

くじの結果、1 番 阪東議員、当選。大町善士雄議員、当選。野瀬議員、当選。木村議員、当選。丸山議員、当選。下之郷の阪東隆さん、当選です。以上です。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○**阪東議長** ただいま投票で当選されました阪東隆氏、桂田三男氏、山本清隆氏、木村修議員、丸山恵二議員、野瀬欣廣議員、大町議員、それと私、阪東の8人を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** よって、ただいま指名しました8人が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました木村議員、大町議員、丸山恵二議員、野瀬欣廣議員と私、阪東に本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

次に、日程第17 発議第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第2号。

令和2年3月23日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 岡田隆行。

賛成者 建部孝夫、同じく丸山恵二、同じく宮寄光一、同じく山田裕康。

甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を地方自治法第112条第1項、第2項及び第3項並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○阪東議長 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○岡田議員 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を出させていただきます。

甲良町議会委員会条例（昭和62年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「会計室の所管に関する事務、税務課の所管に関する事務、保健福祉課の所管に関する事務」を「会計室の所管に関する事務、企画監理課の所管に関する事務、税務課の所管に関する事務、住民課の所管に関する事務、保健福祉課の所管に関する事務」に改める。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 起立全員です。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、日程第18、発議第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第3号。

令和2年3月23日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 岡田隆行。

賛成者 木村修。

賛成者 宮寄光一。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項及び第3項並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○阪東議長 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○岡田議員 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則第12項中「当分の間」を「令和2年3月31日までの間」に改める。

付則中第16項を第17項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 令和2年4月1日から当分の間における町長の給料月額は、別表および付則第9項の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の40に相当する額を減じた額とする。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 町長給与カットの改めての条例の改定であります。町長給与のカットというのは大変重い中身を持っているというように私自身思っています。それで、町長の報酬を条例額よりも減額するということは、本来町長みずからの政治姿勢を示すという意味だと従来から考えていました。

しかし、野瀬町長は、行政の不祥事が発覚し、管理、監督の甘さが明るみになり、さらに町長自身の不祥事、疑惑が発覚をして、行政に対する信頼を著しく傷つけたにもかかわらず、みずからの反省の姿として何らかのペナルティーをみずから課すということを一度もされてこられませんでした。

今回、不信任可決で失職から三たび選挙による審判を受けて当選をされました。この結果をもって、みそぎ、つまり選挙という清らかな水で洗われて美しくなると、私は考えがたいというものであります。知人、支持者から寄付を受けた150万がどこにも記載されていない問題、300食の弁当の問題について、説明責任をいまだに果たしておられないと思います。また、税務関係の個人情報流出問題については、不正を働いた職員が在職しているという町長自身の認識にあるにもかかわらず、解明の努力すらされていません。それだけでなく、流出そのものが事実であるにもかかわらず、1年以上経た現在もその管理のずさんさだったことの責任すら誰も処分を科していません。

さらにもう一つ、この個人情報流出事件に関しては、事の重大さを強調するかのように大々的に記者会見をしておきながら、職員への内部調査には町長が一切関わっておらず、担当課長任せだったことが特別委員会で判明をしました。これには何をちゅうちょしているのか、何を踏み込むことができないのか、何があるのか、何かに恐れているのか、町長が掲げる行政力、職員力の向上とはかけ離れた町長の基本姿勢があらわれていると見ています。

これらのことから、みずから戒めを科せられても当然だと思いますが、みずからは実行されていません。では、いかようなる懲戒が妥当なのかと考えました。

まず、当分の間という期限を定めない減給は、選挙を経過しており、改めねばならないと私自身は考えています。提案者の説明、全協でもありました。町長がその姿勢を改めるということが明らかになれば、その当分の間というのは解除される。こういうことでありますし、また、要は町長の姿勢にかかっているというように思います。

過去に2割、3割、2割と、それぞれ加算されてきたこともいったんゼロに戻した上で、さきに述べた不祥事や疑惑の説明責任を果たしていないこと、個人情報流出事件の核心部分の、つまり疑惑の残る職員への聞き取りや事実関係の解明、これを進める必要があります。これらは人事権を包括して権限を与えられている町長しかできないことであります。何が原因で切り込めないのか、甚だ疑問でありますし、責任を果たしていないことを受けとめるべきだと思います。

そこで、町長給与、条例上の66万の4割カットは39万6,000円にあたります。一般職の最高給が85号給、6級の41万200円よりも少し少ないわけですが、約1万4,000円の差であります。選挙で過半数の支持が得られたことを勘案すると妥当な線だと私は思いました。要は、先ほども言いましたが、町長が議員から懲らしめを受けたとの感覚から脱出をして、みずからの不祥事について説明責任を果たして、本当のことを語って、真相解明にみず

から進んでいくこと。このことを多数の町民が望んで、いい町になってほしい、いい町長になってほしい、そして胸の張れる町になってほしいと、大多数が思っています。そこに応えていくことが肝心かなめとなると思いますので、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

大町議員。

○大町議員 賛成の討論を伝えておきます。

まだ多いですよ。今西澤議員から、39万6,000円の月給ですね。こんな、負けてたらもらえんところや。勝ちには勝ったわな。何をしたんか知らんけど。国会議員から投入されて、勝ったうちに入らんでな。もっと高いんちゃうの、39万6,000円も。もうこれには僕は異論言いませんけど、39万6,000円で十分。賛成の討論といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 3月の一般質問のときに、私、冒頭に町長にお尋ねしました。西川候補の一文、選挙管理委員長の一文を引用されて、所信表明の前に挨拶で書かれておりました。それについて、お尋ねしたことがありました。

あのときに、私の思っている明解はなかったんですけど、私が思っとるのは、一応選挙をやって勝たれたということで、町長が我々の方に歩み寄ってこられることがあるんだろうなと。そしたら、私どもも歩み寄って行って、いろんなことについて、この給料の減額にしても一緒ですけど、いろいろなことについて、やはり、言葉は悪いのかな、根回しかな、根回しをしていただいたら、もっとええ解決方法があったんじゃないかと思うんですけど、一番に出してこられたのが町長の給料をもとに戻すということから始まった1件でございました。それにはちょっと、私自身も、「あれ、何だこれは」というふうに思いましたので、議員の方からの発議ですね、こんなことが出るようになりました。

賛成の討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 私自身、この議案に対して多少疑問が残っておりますので、退席させていただきます。

(野瀬議員 退席)

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席ください。

起立多数です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、日程第19、発議第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第4号。

令和2年3月23日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 大町善士雄。

甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案については、大町議員から提案説明を求めます。

大町議員。

○**大町議員** 甲良町の議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(案)です。

甲良町の議会の議員の定数を定める条例、これは平成14年3月13日条例第2号の一部を次のように改正する。

本則中「12人」を「10人」に改める。

付則 この条例は、令和2年4月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

それでは、この発議の提案理由を説明いたします。

今回の1月の選挙戦、皆さん本当に少数激戦の中を戦い抜いた12人の皆さん、私も12番で滑り込み、タッチかアウトかわからんねん。アンパイアに聞いたら、セーフと言うて、ああ、ありがたいな。

この少数激戦は、過去例がない、呉竹地区において6人の立候補者という。僕のおやじの代、4人という呉竹区の立候補者がありましたが、1人は落選しましたけど、今回6人出て5人当選という非常に厳しいデッドヒートを繰り返して、大字尼子という地区が誰も出ない。区長さん、責任をとれと言われても、区長は横を向く。本来なら、区長が責任をとって出るはずなんです。もうこんな甲良、かなん。区長も立候補しない。尼子地区において。大栗田の700から抱えている尼子区、出ない。金屋地区も出ない。手を挙げれば当選するんですよ。

そういった中、町民の声、ある尼子の婦人の方は、もう 8 人でもいいんじゃないか、大町さん。いや、8 人はちょっと委員会構成もでけんで。誰か 1 人議長になったら、9 人で 5 対 4 で決まるから、10 人ぐらいにしてやってほしいな。

僕は一視同仁、全ての人に平等に、愛情を持って、座右の銘です。そして、公約としては議員定数の削減。次の 6 月議会までには議員報酬の 3 割カットを公約に当選をさせていただきました。町民の声を、議員たるもの町民の声を耳に傾け、今甲良町が置かれているこの体制、町長も 39 万 6,000 円で我慢するんだから、議員が 1 人減ったら、約、僕の勘、800 万、1 年間で。2 人だったら、計算できますよ。経費等を考えれば、大きな、その分を福祉優先に回すとか、介護に回すとか、保健に回すとか、バッジをはめて威張っているだけが議員じゃないですよ。トップ当選も 12 番も同じですよ、議員バッジは。僕はシルバーじゃないで。議員バッジ、一緒や。発言権も同じ。

だから、町民の期待を背に公約した以上、この発議を出した意味を十分理解していただきたい。そして、委員会において議論しようじゃありませんか。よろしくご指導のほどお願いします。採択をよろしくお願いします。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第 4 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 よって、そのように決定しました。

次に、日程第 20、発議第 5 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第 5 号。

令和 2 年 3 月 23 日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫。

介護保険に関する決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** 朗読をもって提案説明とさせていただきます。

介護保険に関する決議（案）。

平成12年度の制度創設以来、三年に一度の改定を経てきた介護保険制度は、令和3年度より第8期の事業に入ります。令和2年度はそのための策定期間であり、大切な年度です。「介護の社会化」をうたったこの制度は、この20年間、制度見直しの度に保険料は上がり、サービスは低下するという容認しがたい状況になっています。

この間、とりわけ高齢者にとっての20年間は、年金は下がり、老人医療の改悪、所得税法の改悪、そして、消費税は5%から8%へ、さらに10%へと増税の一途をたどっています。日々の暮らしは年々厳しくなっているのは周知の事実です。

そのような中で、全体の2割しかサービスを受けられず、8割の人が実質掛け捨て状態になっている介護料、保険を抜けましたので、足してください。介護保険料は高すぎます。甲良町の基準保険料は滋賀県下で一番高いものです。医療保険の場合は必要な人が、いつでもどこでも医療が受けられる制度で、根本的に異なります。だからこそ「何とかしてほしい」と多くの町民が願っています。

町長は第7期事業が開始される平成30年3月定例会の総務民生常任委員会において「一般財源の繰入はできないが、30年度の給付費の推移を見ながら今後考えていきたい」などと答弁されており、保険料負担軽減の必要性を認識されていると理解できます。

甲良町議会は、全ての町民、とりわけ高齢者と家族が安心して暮らせる甲良町をつくるために、以下の事項を町長に強く求めます。

1、介護保険料を下げるため必要な措置を講じること。

2、介護保険の適用を縮小・制限するなど、サービスの切捨てを行わないよう国に強く求めると共に本町においてもサービスの低下をさせないこと。

以上、決議する。

令和2年3月23日。

甲良町議会議長 阪東佐智男。

さきの議会の開会のときに、3月5日、請願が出されて、賛成多数で可決をいただきました。本当に皆様のご協力、賛同、ありがとうございました。

それで、ここにもありますように、今年度は第7期の事業、介護保険事業を推進していく上で、3年区切りで事業推進をしていきますが、今年度はその事業の総仕上げとなって、そして利用者やそれぞれの給付、それから介護の必要

なところ、いろいろ出てまいります。そのことを勘案しながら介護保険料をいかに引き下げるか、町長の決断が求められているところでもあります。そういう点で、議会の姿勢、意思を明確に町長に示す。当局の担当者などに示していくということが非常に大事だというように思いますので、議員諸氏の皆さんの賛同をぜひお願いしまして、提案説明といたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 私も、この介護保険料は高いなということを実感いたしております。介護保険の会計については、国、県、市町村のそれぞれの負担割合があるものの、やはりさらに町の努力を求めて、賛成の討論とします。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 私も建部議員と同じ意見です。あまりにも滋賀県下で一番高い、先ほど西澤議員の説明ですが、甲良町がなぜ一番高いのか。これはトップ、町長が姿勢を見せなあかん。あまりにも高過ぎる。わずかな年金から介護保険を差っ引く。あなたも39万ももろとったら、寄付したれ。もうもらうな、もう、ほたら。奉仕せえ。その分介護保険に回してくれ。

以上をもって賛成討論します。終わり。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第5号は可決されました。

次に、日程第21、発議6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第6号。

令和2年3月23日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫。

議会改革調査・検討特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○阪東議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 決議案を朗読させていただきまして、提案説明とさせていただきます。

議会改革調査・検討特別委員会設置に関する決議（案）。

地方自治における議会の役割は改めて言うまでもなく大変重要な位置にあります。それは首長も議会議員も有権者から直接選挙で選ばれたもとで、それぞれの任務に徹し、ともに「住民福利の向上」に寄与することが求められています。この二代表制が正常に機能する上では、それぞれ独立した関係を保ち「侵さず干渉せず」の鉄則が重要です。

その規律を明確にする上では地方自治法・令ならびに当議会規則の諸規定を基調としながら、議会運営上、また町長・行政と議会議員との関係上で生じた改善すべき事項等を洗い出し、検証する必要があります。

よって、以下の要綱で議会改革調査・検討特別委員会を設置します。

記。

1、名称 議会改革調査・検討特別委員会。設置を抜いてください。

2、目的 議会活性化・改革に関わる事項の調査・検討を協議し、その協議の総意を、「条例化」も含め、議会活性化・改革の方向を取りまとめるものとする。

3、定数 議長を除く議員全員。

4、設置期間 調査・検討が終了するまで。

令和2年3月23日。

以上決議する。

ここで例を出しますと、公民館の空調施設ですね。最初に5,610万の契約議決が出された際、議案1枚だけでした。それで、説明不足だということで全協が開かれ、そして臨時議会が開かれ、そしてそれでも明らかにならず、再度全員協議会が開かれて、やっといろいろの資料が出されてきました。そういう点でも、議会がその条例や、それからその他の事業が正当に行われるか、それからどんな事業なのかという点を明らかにする上でも、議会の発言権をしっかりと確保していく。こういうことが大事だというように思いました。その点でも、一つ一つ条項をつくりながら、条例化に進むというのは大変ハードルが

高いというように思いますので、特別委員会の審議の進行具合によってはその方向に進めるかとも思いますけども、そうでない場合もいろんな選択肢、つまり宣言にするとか、それから申し合わせにするとかということができていくというように思いますので、やはり私たちがその基礎をつくると。次に選ばれていく次期の議会議員にもそのことが踏襲できるように、やっぱり残していく必要があるんじゃないか。つまり、町長が所信表明で言われました二元代表制、町長と議会が正常な形で機能をして、対等に、また牽制をし合いながら建設的な方向、町民の福利の向上や甲良町の発展のために、それぞれが議論をしていくという立場を進めていく上では大事だというように思っています。

それで、特別委員会の開催自体は頻度が高いものではないというように私は思っています。大町議員から提出された議員定数の条例を改正する条例、これも議会改革の一部でありますし、決議は総務民生常任委員会に付託をされたので、そこの論議が進んでいくと思います。同時に、議会の運営のあり方についても議論が重ねられると思いますので、年間に4回から6回程度開催できる、緩やかなペースで進められるのではないかとというように思います。最終的な結論は、少なくとも来年度の中ほどですね。そういう点で、それよりも早い段階で結論が出る場合もありますし、そこで結論が出ない場合もありますので、いわゆる結論の出た部分から議会の対応、行政に対する対応などが強化される方向を提起していく必要があると思いますので、特別委員会の設置で議会の運営、それから行政との関係で、それぞれ意見を交わして、議論ができるようにお願いをしたいと思います。

決議の賛同をぜひお願いしたいと思ひまして、提案とさせていただきます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 議会改革につきましては、8年前にもこの委員会が設置されました、何回か協議を持ち、審査もされたんですが、途中で頓挫をしてしまいました。委員長報告もできないままに、いつの間にかこの委員会が消えていったという、そういう苦い経験がございます。

今回、この1月に私たち議員、町長と同日選挙でありましたけれども、生まれ変わった甲良町、生まれ変わった議会をめざして、俗に言う新生議会をめざして、やはり改革していく必要があるだろうというふうに思ひまして、この委員会設置に関する決議については賛成といたします。

○**阪東議長** 大町議員。

○大町議員 10番、大町。僕も今、建部議員のお話を聞いて、頓挫した。なぜ頓挫したんですか。

議会改革特別。二元代表制ですよ、行政と議会とはね。車の両輪とよく言われるけど。片方のタイヤ、パンクしてるやん。がたがたやん。もっと真っすぐ、両輪、二元代表制のように。当然、当たり前を決意やと思う、これは。

僕は、説明する、建部さんが言うてる以上、西澤さんが出したんですか。私も賛成の、賛成といたします。

以上。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、発議第6号は可決されました。

次の休憩中に議会改革調査・検討特別委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

ここで、議事の都合によりしばらく休憩いたします。

(午後 4時05分 休憩)

(午後 4時12分 再開)

○阪東議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

さきの休憩中に、議会改革調査・検討特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に西澤議員、副委員長に建部議員がそれぞれ互選されたので、報告します。

次に、日程第22、請願第2号を議題とします。

本請願については、紹介議員を代表して、宮寄議員から提案説明を求めます。

宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

甲良町運動公園の使用料の減免に関する請願について。

令和2年3月19日。

甲良町議会議長様。

請願者 団体名 甲良東スポーツ少年団。

住所 甲良町長寺191番地。

代表 大橋久和。

団体名 甲良西スポーツ少年団。

住所 甲良町小川原726の3。

代表 山田光義。

紹介議員 宮寄光一、大町善士雄、野瀬欣廣、岡田隆行、山田充、建部孝夫、小森正彦、丸山恵二、山田裕康、木村修、各議員でございます。

請願趣旨。

甲良町運動公園の使用料の減免及び免除をお願いします。

私たち二人は、甲良東・西スポーツ少年団の学童野球の指導者です。

昨年の10月に甲良町総合公園グラウンド等の使用料について見直しされました。この結果については説明を受けましたが納得しないままになっています。

昭和54～6年ごろ、甲良町では、小学生も大人もソフトボール大会が大変盛況で各字対抗や、大きな字では、組別対応の大会が開催されていました。

当時は、グラウンドと言えば学校しかなく大人が自由に使えるグラウンドがありませんでした。当然、町民・区民からの熱い切実なる要望はたくさんあり、当時の山本日出男町長はこれらを受けとめて、呉竹に児童公園グラウンドを建設されました。昭和56年10月のことです。

グラウンドが出来たことにより、山田と西小学校の先生が一緒になって元気な子どもたちの無限なる可能性を広げるため、また、子どもの活動を広げるため、また、青少年健全育成のため、翌年、甲良西スポーツ少年団が誕生しました。発足当時は、子どもたちの野球技術も知識も乏しく大変弱小でありました。

そのころ彦根では少年野球が盛んで、連盟組織で活動されていました。もちろん各学校のグラウンドを使用していましたから、ファウルゾーンには、鉄棒やブランコ・滑り台等の遊具が設置されており、実際に試合に集中していて、ボールを追いかけ、遊具に激突し、大けがをされたということも聞きました。

そんな中、甲良西も子どもたちの健全育成と野球技術の向上にと思って加入を申し込んだのですが、どこのものかもわからないので、ダメと言われました。1年間、様子ですね、誠意を見てからボランティアで奉仕作業や審判などです。とのことでした。しかし、子どもたちは、練習だけでは満足せず、やっぱり試合がしたいと言ってきました。

その頃は、甲良町に入ってくる人は限られていたし、部落差別か変なうわさ

があり、他の市・町からの交流、まして子どもたちの交流は皆無でした。

山田と西小学校の先生と、当時の山本日出男町長で、何とかして部落解放を目的とした青少年の交流ができないかと思い、少年野球大会を開催することになりました。彦根のチームに参加してもらって、子どもについてきた大人たちにも交流ができるようになり、あれから37年間続いてきました。このことにより、一定の成果はあったと思います。今では、彦根以外のチームも参加して6年生の最後の思い出の大会として定着し、多くの人に喜んでいただいています。

甲良西ができてから、2年後の昭和59年に甲良東が出来ました。発足当時は、甲良東小学校グラウンドで練習をしていましたが、平成元年に甲良町総合運動公園グラウンドが完成し、本拠地を町民グラウンドに移しました。その時にも、山本町長と当時の橋本教育長から、せっかくできたのだから、せいぜい交流などに使うようにということで、大会使用料は免除するからと約束してもらいました。

だから、昨年10月に改正される前は、免除団体等の項目の中に「スポーツ少年団及び関係する団体が使用するときは免除する」とありました。なぜこの文言がなくなったのかわかりませんが。以前は、野球以外のスポーツ少年団も頻繁に体育館で大会等を行っておられました。

平成2年に、グラウンドが出来た記念に「こうらせせらぎ杯スポーツ少年団交流大会」ができました。昭和57年に甲良杯ができたきっかけにより、彦根管内に広がり、次に近隣の市・町に広がり今では、県下各地から40チームを超える大会の時もあり、昨年で28回大会を数えました。当時は、東小学校や呉竹グラウンドを使用していた大会でした。

この大会は当初は、教育委員会が主催で行っていました。しかし、回を重ねることによって、大会規模が大きくなり、数年後には、教育委員会では運営できないので、スポーツ少年団に全てお願いできないか。ということで、甲良東が委託を受けることになりました。しかし、彦根学童野球連盟の協力がなければ運営できません。

当時、甲良東も西も団員がたくさんいて、彦根では常に上位の成績を残すほど実力がありました。したがって、勝ち残って、甲良のチームが試合することが数多くありました。

こんなとき、甲良の総合グラウンドができ、まさに絶好のタイミングで、平成6年には、サブグラウンド2面も完成しました。甲良東がきっかけで、豊郷のスポーツ少年団や多賀少年野球クラブができ、今では多賀少年野球クラブは全国制覇するぐらいの実力があります。また、彦根全体で、プロ野球選手も3名誕生しました。

彦根の大会をするには、4つのグラウンドが必要です。当時、近場でできるのは、甲良の総合運動公園グラウンド3面と呉竹児童公園グラウンドであり全試合が消化できるように設備も整いました。

このようなことから、当時の彦根市少年野球連盟（後に彦根学童野球連盟と改称）から、甲良のグラウンドでさせてもらいたいと要請がありました。

もちろん、グラウンドが出来たころの目的である「町外の人との交流」「関係する団体が使用するときは免除する」に合致し、当時の山本町長に相談し、快く理解してもらって、青少年健全育成、また、子どもたちに負担を強いられないとの観点から使用料の減免を約束してもらいました。

また、平成13年8月にはナイター設備が完成し、ナイター使用についても東・西のスポーツ少年団に月2回の使用料を減免するという、約束もいただきました。

ただ、「グラウンドの管理や除草作業はするように」ということなので、甲良東では、グラウンド整備はもちろん、溝掃除なども定期的に行っています。もちろん、今では、大会で使う甲良町総合運動公園グラウンド3面と呉竹児童公園グラウンドは、彦根の全チーム（大人も子どもも）が一堂に集まり手分けして奉仕作業を続けています。

各学校のグラウンドを見てください。毎日子どもたちがグラウンドで遊んでも草だらけになっている現状を。どうして、甲良町民グラウンドは草がないか。他のチームの人が来ると、よく整備がされていて気持ちがよいと言われます。グラウンドの「土」以外の部分は、シルバーに委託してきれいにしてもらっています。しかし、「土」の部分は、教育委員会は全く何もしてくれません。グラウンド建設当時は職員の理解もあり手入れされていましたが、ここ25年くらいは、ほったらかしです。それでも、維持できているのは、どういうことか解っていただきたい。グラウンドは草がなくて当たり前と思われていますが、それだけ努力している人がいるということが見えていないだけです。

このように、約30年以上前から、使用料は減免されてきたし、この間、教育委員会としてもそのことに対して何も言ってこなかった。昨年突然このような事態になり、なぜ、このようになったのかは不明だが、規則などを改正する場合は、該当する団体等との相談や今までのいきさつ等の聞き取りがあって制定するのが私の行政経験上、常識と思うがそのようなことは一切なかった。

このようなことから、当然制定してから、このように決まりました。と言っても納得できないのは、当たり前のことです。

また、行政が公文書で約束しておいて、何の変更の事前連絡もしないということはどういうことか。行政並びに行政マンがうそをついたり、町民を無視すればもう終わりです。

聞くところによると、議会で話が出ていて、スポーツ少年団がグラウンドを押さえているので、他の団体等が使えないと言われているようですが、私の知る限り、申請が出てきた時点で、話し合いにてお互いが融通して、使用しているので他の団体が使えないということはないはずです。

また、甲良町で行われる年2回の大人の野球大会についても、教育委員会に全面的に協力し、審判等の派遣もしている状況であります。教育委員会の職員はグラウンドのライン引きもわからないと思います。

彦根学童野球連盟の大会は、全て甲良町内でしているわけではありません。荒神山グラウンドや豊郷町民グラウンド、また、多賀大滝グラウンドを使用して大会をしています。ただ、彦根の各スポーツ少年団の選手は甲良の少年野球場で試合ができることを楽しみに、また憧れにしている自分たちの「甲子園」と思っている子もたくさんいるところでもあります。もちろん全ての学童の試合するための設備が整っているのは甲良だけです。

彦根学童野球連盟の年間予算は、現状の大会運営でぎりぎりであり、グラウンドの使用料を徴収するとなると、各団からさらに集金することになります。または、以前のように各学校のグラウンドを使用することになります。また危険な状態に戻るわけでもあります。

このことは、当初の目的からも逸脱し、甲良町に入ってくる人も、また少なくなる。試合に来た人に聞いた話だが、甲良町内にある肉屋の肉はおいしいのでいつも買って帰るとか、道の駅にお米・野菜・果物を購入する人たちにもいい評価をいただいています。さらに、「香良の湯」にも入って帰るといった人もいました。昨年に、「ゆずのだいどこ」ができてからは、日曜日に無理をお願いして、役員弁当をお願いしています。また、土曜日は、役員で食事に行ったりしています。そのような交流も少なくなります。

また、彦根学童野球連盟の大会で地元、甲良東や甲良西が試合するにも使用料がかかってくる。自分たちのグラウンドで試合をするのに、費用がかかる。なぜ、納得できません。

今、野球をする子どもの数が、平成20年ごろ約1000人いましたが、今では約3分の1になって彦根の全チームで約350人となりました。少子化のためスポーツをする子どもたちが少なくなってきた、父子家庭や母子家庭が増えてきている現状です。子どもたちの負担が増えることによってさらにスポーツ離れを引き起こすことになります。各団では、保護者の負担を少しでも軽くするように苦慮しているところでもあります。

今回、請願した内容は、私たち二人にとって、また、昔の話をぶり返すことになるので、誰にも言わないでおこうと暗黙の了解のもとで今まで黙ってきました。

しかし、行政側は全く聞く耳を持たないので請願ということになりました。

特に、この件を最初に提起した人、また、昨年規則の作成に携わった人は、ほとんどが当時の経緯を知らない人と思います。もし知っている人がいたら、もう少し違う方向に行っていたかもしれません。もしその場に知っている人がいたら、なぜ言ってくれなかったのか。また、言えなかったのか。不思議でなりません。最初から、使用料を取る目的で作成したのか、非常に疑問に思うところであります。しかも、町長が管理する同じ町内の施設でありながら主管が違うということだけで、「呉竹児童公園グラウンドは別扱い」ということはどういうことか。行政内の連携がないのか、または、自分の所管だけうまくやれたらよいのか。これが今の町政の現状か。また、新たな差別を行政が作るのか。

また、このようなことが公になり、このことによってまた変な噂や差別や偏見が出てこないか。非常に危惧するところであります。

さて、最後に、今日、3月19日になっていますが、23日現在、このようなことになって、特に多目的グラウンドの手入れが全くされなくなりました。雑草が増えてグラウンドが、青々と芝生を植えたようになっているのに、誰も気づいていないのが現状で非常に残念です。

以上の事から、下記事項について格段のご配慮をお願いします。

請願事項。

甲良東スポーツ少年団並びに甲良西スポーツ少年団が使用する場合は全額免除（減免申請無し）していただきたい。

甲良東スポーツ少年団並びに甲良西スポーツ少年団が所属する団体等が大会等で使用する場合は、格別の減額をしていただきたい。（各市町のスポーツ少年団本部主催の大会も開催している）

3つ目に、改正点の中で、「月謝や参加費を徴収しない」とありますが、せせらぎ杯も参加費を徴収しているし、参加費がなく委託料だけでは大会開催ができない。実績報告書を提出しているので教育委員会で解るはずです。

また、両スポーツ少年団でも、個人負担、謝礼ではありませんが運営費に充てるものを取っているのでこの項目も削除願いたい。

4つ目に、野球だけでなく、他のスポーツ少年団の使用料等についても格段の配慮をしていただきたい。

以上の請願でございます。よろしくお願いいたします。

○阪東議長　　ここでお諮りします。

これより審査願います請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長　　異議がありませんので、委員会付託を省略することに決定いたします。

した。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** もともと山本町長のときの状況が提案説明の中に非常に詳しく書かれています。やはりスポーツ、文化の振興については、全協でも、私、言いましたが、むしろ団体運営の補助金を出して活発にするようにということでやられている国が大変多いです。

そういう点から見ると、やはり個人の負担、運動するには大変お金がかかります。そして、アスリートや、それから野球選手ももちろんそうですが、そういう費用を気にせずといいますか、経済的な負担能力にかかわらず、やはり子どもたちが伸び伸びと成長していく。そういう文化、スポーツ、これを励ましていくというのが行政の姿勢だというように思います。そういう点では、関係団体に意見聴取をしないまま、いきなりこういう改定がされたという点では手法そのものも大変おかしい、手を抜いているというように思います。

それで、4点の最後のところ、私は気に入りました。

野球だけでなく他のスポーツ少年団の使用料についても格段の配慮をしていただきたい。これは、スポーツ少年団を特別扱いにするということではない請願者の思いだとは思いますが、スポーツにかかわる、サッカーもあります、それからさまざまなスポーツがあります。そういう団体ないしは、個人の場合はまた別ですが、団体の場合、使用の願いを出したときに、教育的配慮、スポーツ振興の配慮から減免をするという規定はもちろん、これは設けていただきたい。そういうようにして、町行政全体が子どもたちのスポーツ振興、文化振興を図るというメッセージを送っていただきたいと思いますので、賛成討論とします。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 私はこのことに関しまして、一般質問等させていただきました。

その中で、私も言わせてもらったのは、やはり甲良町のスポーツ少年団等が使う場合に対してはお金はいただかなくてもいいということで、私は何回もそれは言わせてもらっています。ただ、私が言っているのは、各ほかの市町が使う場合に関しては、やはりこれは規定があるということで、そのことも言わせてもらってありました。

ここのところで、請願ということで書かれていることに関しまして、これは

もうちょっと議論をしていただけるというのか、このことに対しては、私は賛成なんですけど、もう少しほかの市町に関してももうちょっと考えていただきたいというのがありますし、ほんで、またこの甲良東スポーツ少年団、また西スポーツ少年団が自分たちで練習試合をするにしても何にしても、やっぱりこれは減免という形でお願いしたいと思いますので、このことに関しては賛成いたします。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 私も賛成の討論させていただく。

趣旨はよくわかりました。やはり青少年育成の立場もありますし、伸び伸びとスポーツができて、人権のまちをうたっている甲良町、いろんな他町村の少年と交流する、そうした意味に提案者の宮寄議員の、何ていうか、すばらしい文章を読ませていただいて、これは議員としてなかなかやる男だなと感銘をし、賛成の討論いたします。

以上。

○阪東議長 ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私も賛成討論をさせていただきたいと思います。

先ほどからの皆さんがおっしゃっていた青少年育成という観点もさながら、私も甲良西のスポーツ少年団の方を少しメンバー等見ていると、やはり今一番問題になっている家庭支援等で問題を抱えている子どもが結構おられるなどというふうに感じております。その中で、やっぱり家庭とかで子どもたちがつまづいているところを見ると、ああやって一生懸命白球を追っている姿を見て、ああ、これで何とかこう気持ちもつないでいるんだなという思いでいっぱいです。何とかそういう子どもたちのために居場所づくりとか、お金の負担なくやれるような環境をつくってあげたいと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 私、あとの決議の方で言おうかなと思ったけど、皆さんが討論されますので。

ご存じの方はあんまり少ないと思うんですけど、一部の方は知っていてくれはると思うんですけど、私、甲良町の体育協会の会長ということを拝命しております、なもので、この1件を、この1件も書いてある、いわゆる東西のスポーツ少年団の方で、そこですよ。費用が発生しているというようなこと、ちょっと全然想像もしませんでしたので、また体育協会の方で議案としていろいろ審議していきたいと思いますが、この件は賛成ですので、賛成討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 これで討論を終わります。

これより、請願第2号を採択します。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、日程第23、発議第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第7号。

甲良町運動公園の使用料の減免に関する決議(案)。

会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

令和2年3月23日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 宮寄光一。

賛成者 大町善士雄、野瀬欣廣、岡田隆行、山田充、建部孝夫、小森正彦、丸山恵二、山田裕康、木村修、西澤伸明。

○阪東議長 本案については、宮寄議員から提案説明を求めます。

宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、先ほどの甲良町運動公園の使用料の減免に関する請願が可決されましたので、発議第7号 甲良町運動公園の使用料の減免に関する決議(案)を朗読をもって説明いたします。

会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提案する。

令和2年3月23日。

甲良町議会議長 阪東佐智男様。

提出者 甲良町議会議員 宮寄光一。

同じく、大町善士雄、野瀬欣廣、岡田隆行、山田充、建部孝夫、小森正彦、丸山恵二、山田裕康、木村修、西澤伸明、各議員でございます。

甲良町運動公園の使用料の減免に関する決議(案)。

甲良町議会は、下記の事項を町長に強く求めます。

1、甲良東スポーツ少年団ならびに甲良西スポーツ少年団が使用する場合は、全額免除、減免申請なしでしていただきたい。

2、甲良東スポーツ少年団ならびに甲良西スポーツ少年団が所属する団体等が大会等で使用する場合は、格別の減額をしていただきたい。各市町のスポーツ少年団本部主催の大会も開催しております。

3、改正点の中で、月謝や参加費を徴収しないとありますが、せせらぎ杯も参加費を徴収しているし、参加費がなく委託料だけでは大会開催ができない。実績報告書を提出しているので、教育委員会でわかるはずです。先ほど説明いたしました。また、両スポーツ少年団でも個人負担を取っている、この項目も削除願いたい。

4、野球だけでなく、他のスポーツ少年団の使用料等についても、格段の配慮をしていただきたい。

5、上記を実行するために、規則等の所要の改正を令和2年3月31日までに措置すること。これは、4月になって、コロナでどうなるかわかりませんが、大会等が開始される、今のところ予定でありますので、今年度中に配慮願いたいという思いであります。

令和2年3月23日。

以上、決議する。

よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 申しわけありません、請願のときに質問を忘れましたので。

3番目のところですね、月謝や参加費を徴収しない。これが減免の条件になっているということなんですね。改正規則を見ていませんので、その月謝や参加費を徴収しないというのは、減免の条件にしているということではないでしょうか。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 お答えいたします。

減免の条件じゃなくて、この参加費なんですけども、これは記念メダルとか優勝カップ、トロフィー等に充てるための、参加費という名目はおかしいので、そっちの方に回すための徴収であって、だからややこしいんですね。この文言を削除した方がすんなりいくんじゃないかという要請でございます。

町スポーツ少年団単位等または単独主催により大会を開催するとき、月謝や参加費等を徴収しないときとが100%減免とありますので、とにかく徴収するという名目でお金を取った場合、これに接触するのじゃないかというあれが出てきますので、実際はメダル、カップ等に使っているわけでありまして、また、とにかくこの文言を改正してもらわないとちょっとややこしいんじゃないかというので提案させていただきました。

以上です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 請願のときに申し上げたとおりであります。

同時に、やはりこの改正の点の出発がやっぱり私は間違っているというように思いますね。もともと文化、スポーツを振興するということから規定を考えるという出発になっていない結果だと思います。

同時に、もう一つ、行政としては設備を投入した、初期投資を投入して運動公園をつくった。私はそのときには議員ではありませんでしたけれども、いかにごっついものができたなという思いはありました。その点でも、この運動公園を建設するとき、初期投資を回収するという利用料では考えを持っていないと思うんですね。温水プールもそうです。町民が憩うところ、それから健康推進で活用するところ、いわゆる初期投資を回収するというように料金を設定すれば、もうめっちゃくちゃ高くなります。そういうところから外れて、やはり何のためにつくったのか、文化振興、文化、スポーツを振興していく、そういうために甲良町独自の設備をつくったというのが出発点にしなければなりません。そういうことが求められます。そういうことを出発にして、やはり規則等を見直していただいて、請願そしてこの決議のとおりになるように最大限努力をし、また、関係者、関係団体と協議をしながら改正の見直しを行うということ求めて、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 議会決議には、拘束力、そして強制力はありません。でも、町は最大限尊重すべきであるとされています。

ましてや、議会において、全会一致による賛成決議であります。実施、実現されることを求めて、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

大町議員。

○大町議員 あの運動公園は、当時13億円の費用をかけたと記憶します。墓地公園も入ってですけどね。町長、ご存じですね、このことは。

13億の、当時の予算ですよ。甲良町にとっては一大のあれや。当初予算が少ないときに約13億の投入をして、そのことを考えると、今多くの人が利用されているようですが。墓地公園はぼちぼちやけど、運動公園の方はぱ一っと

花火上げて、ナイターもつけて、それはこれからも、提案者の趣旨に沿って、トップが考えることや、決断は。

今建部議員が、議員全会一致でも拘束力、ないわけよ。あんた、蹴ったら終わりや。あんたの場合、すぐ蹴りよるでな。昨日言うたこと、また次の日ころっと変わる。八百八橋や、うそ八百や。肝に銘じて決断してください。

以上をもって、賛成討論にします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第7号は可決されました。

次に、日程第24、議員派遣について議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員派遣をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第25 委員会の閉会中における継続審査及び調査について議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

3月5日の大町議員の発言において、個人名を出してプライバシーに関する発言、他人の私生活にわたるような発言をするなど、数件にわたり不穏当と見られる発言があり、後刻記録を調査して適切に措置することにします。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和2年3月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月5日の開会から本日まで、行政から提出しました案件は24議案でありました。予算決算常任委員会、総務民生常任委員会への付託案件につきまして、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

特に、議案第15号の令和2年度一般会計予算につきましては、次の3点に議論が集中いたしました。

1つに、教育費の教育施設整備費に計上いたしました小中学校の学校内のLAN整備は、1人1台端末に備え、高速大容量の通信ネットワークを整備する事業および小学校5、6年生と中学校1年生に1人1台のタブレットを配備する事業について、時期尚早とのご意見がありました。この事業は、令和元年度から令和5年度までの5カ年計画で教育環境の地域格差を解消する狙いと、技術革新を見据え高度なIT人材の育成に国を挙げて取り組む事業であります。小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において積極的にICTを活用することとされています。令和3年度は中学1、2年生、令和4年度は小学3、4年生、令和5年度は小学1、2年生に1人1台配備する計画で、国費を投入されることが決まっております。本町では、教育委員会と学校が連携をして、この事業推進プロジェクトを立ち上げる準備をしているところであります。また、滋賀県町村会において、タブレットの共同購入により機器購入単価抑制をめざしているところでもあります。本町だけが事業を遅らせるわけにはまいらない事業でございます。

2つに、カーボン・マネジメント強化2号事業について、必要最小限にとどめるべきとのご意見であります。既にご承知のとおり、1号事業において、本町は地球温暖化対策実行計画で温室効果ガス、CO₂削減40%をめざしており、本来なら公共施設の整備修繕、改修は一般財源で手当てしなければならないところですが、CO₂削減を目標に国庫補助を受けて設備改修を計画しているところであります。庁舎の改修事業は、補助事業として変圧器の設備更新と照明のLED化、単独事業として空調設備の更新であります。保健福祉センターの改修事業は補助事業としてボイラー設備の更新と照明のLED化、単独事業として空調設備の更新であります。一番議論が集中したのは、甲良町公民館の空調設備の事業予算でありました。議員ご指摘のしっかりした行政説明ができていなかったことは事実でありました。物品、備品購入事業者の税抜き見積もり額が1,500万であったのが当初予算工事費では2,545万4,000円であり、なぜ1,000万円も高くなったのかでありました。行政説明の

結論としては、2月5日の全員協議会資料2で説明のとおり、法律にのっとって、1、建設業法に500万円を超える工事は建設工事許可事業者に管工事の分類で冷暖房設備工事として発注することとしています。2、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律、契約適正化法、公共工事の品質確保に関する法律、品確法で、価格と品質を確保することとされているものであります。いずれにしても、空調設備は安くできる工夫をすべきであると、議員提案、議員の質問に対して、これらの明快な答弁に不十分さがあったことは反省に値すると考えるところですが、工事発注がルールであり、当初予算計上したものであります。

本日の採決の結果、議案第6号 町長等および職員の給与の特例に関する条例は、否決でありました。

議案第15号 令和2年度一般会計予算は、否決でありました。

特に、新年度の一般会計予算は、行財政運営上各分野で町民や住民生活に影響するものであり、本案について早急に善後策を検討しなければなりません。その対応については、まず、議長にご報告と相談をさせていただきたいと考えているところでございます。

3月定例会の閉会にあたりまして、挨拶とさせていただきます。長い期間にわたりまして、ありがとうございました。

○**阪東議長** これをもって、令和2年3月甲良町議会定例会を閉会します。

(午後 4時55分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修